商店街振興組合の運営の手引き〈7〉

総会の議決事項（前号より続き）

第64条　次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。
（１）　定款の変更
（２）　組合の解散又は合併
（３）　組合員の除名

■特別の議決　組合の組織運営に関する重要事項の決定については、特別の議決方法によらなければならない場合がある。この特別議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。本条第１号から第３号に掲げられている事項については、定款をもってしても緩和することは許されない。

このほか、新設合併の場合における設立委員の選任（第74条第３項）についても特別議決としなければならない。

商法の準用１・総会招集の決定

総会の招集は、本法で特別に招集に関して規定してある場合以外は、常に理事会において決定されなければならない。

振興組合法における特別の規定は、組合員が行政庁の承認を得てみずから招集する場合（第59条）のみである。本条における総会は、組合が成立した後の総会、すなわち、通常総会及び臨時総会を意味するから、創立総会とは関係がない。

理事会の決定を経ずに代表理事が独断で招集した総会は、一応有効に成立するが、その総会の決議は、後述する取消しの訴え（商法第247条準用）の対象となる。たとえ行政庁が総会を招集すべきことを組合に命令（第85条）した場合でも、代表理事は、理事会の決定によって招集手続をしなければならない。

２・総会の延期又は続行の決議（商法第243条準用）

総会においては、総会の延期又は続行の決議を行うことができる。

総会の延期とは、総会の開会後会議の目的たる事項についての議事に入らないで総会を延期することであり、総会の続行とは、議事に入ったが審議が終らないので総会を後日に続行することである。いずれも、その総会は同一性を保ちながら継続するから、改めて開催手続を必要とせず、議決された日時に当然再開することとなる。

３・議事録の作成

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

★総会が開催された日時及び場所（当該場所に損しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における該当出席の方法）
★総会の議事の経過の要領及びその結果
★法第46条３項、５項に掲げる意見又は発言の内容の概要
★総会に出席した役員の氏名
★総会の議長の氏名
★議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

議事録には、議事の経過の要領とその結果を記載し、

議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、１万円以下の過料（第93条第６号）。

４・総会の決議の取消しの訴え（商法第247条～251条準用）、不存在若しくは無効確認の訴え（商法第252条準用）

総会の開催手続、公告期間、内容等又は議決の方法が法令・定款に違反しているか著しく不公平であった場合、議決の内容が定款に違反した場合、議決について特別利害関係人の議決権が行使されたことによって、著しく不当な議決がなされた場合は、組合員又は理事は３カ月以内に限りその議決取り消しの訴えを提起することができる。

また、議決が実際に行われなかった場合又は議決の内容が法令に違反した場合は、議決不存在確認の訴え又は議決無効確認の訴えを提起することができる。この場合、訴えの提起者及び提起期間については制限されない。

■理事会の議事録の作成方法等（第48条）

「議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない」とされ、「署名」のみで差し支えないことが明示されたが、従来どおり「記名押印」でも差し支えない。

■代表理事（第51条の５）

理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

■定款その他の書類の備置き及び閲覧等（第52条）

組合は、定款、規約、組合員名簿並びに総会・理事会議事録等を事務所に備え置き、業務取扱時間内はいつでも、組合員及び組合の債権者が閲覧・謄写の請求をした場合には、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

■会計帳簿等の作成及び閲覧等（第54条）

組合が適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

総組合員の10分の１（10分の１を下回る割合を定款で定めた場合にはその割合。この割合は別掲のように、来年４月からはさらに100分の３に引き下げ）以上の同意を得た組合員は、組合の業務取扱時間内はいつでも会計帳簿の閲覧・謄写を請求することができ、組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことはできない。

閲覧・謄写の対象となるのは、会計帳簿が書面をもって作成されているときはその書面の、電磁的記録をもって作成されているときはその記録された事項を表示したものである。

■総会の議事録の作成方法等（第64条の３）

総会の議事について、議事録を作成しなければならないことが明示された。

総会の議事録は、省令により、①書面又は電磁的記録をもって作成すること②総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む）③議事の経過の要領及びその結果④出席した理事又は監事の氏名⑤議長の氏名⑥議事録作成に係る職務を行った理事の氏名を記載することとされた。

このうち、②の括弧内については、総会場所に存しない理事、監事又は組合員がインターネット、テレビ、電話等により出席した場合には、その出席方法を記載することになる。

なお、総会の議事録に従来要求されていた「議長及び出席理事の署名（記名押印）」は不要となった。ただし、前述の理事会議事録同様、あくまでも組合の現行定款に規定する記載事項を充足するように作成しなければならないし、代表理事の登記申請等の場合も、その選任に係る総会議事録については、出席した役員は記名押印しておく措置が必要である。

１．「事業運営の規律強化」

会社法の施行を踏まえ、組合の自治運営が効果的に機能するために、組合運営全般の見直しを行う。組合全般を対象とした措置を講じるとともに、組合員数に着眼して一定の規模以上の組合を対象とした措置を講じる。

（１）員外監事制度の導入（第44条関係）

組合員数（連合会の場合：所属員）の総数が政令で定める基準・1000人以上を想定・を超える組合（以下「大規模組合」という）においては、監事のうち１人以上は、当該組合員又は当該組合員たる法人の役員もしくは使用人以外のものであって、かつ、その就任の前５年間当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役もしくは使用人でなかったものでなければならないものとする。

（２）役員の資格要件の創設（第45条の３関係）

会社法の規定に違反し、刑の執行から２年を経過しない者等が役員となることを禁止する。

（３）役員の任期の変更（第46条関係）

役員の任期は、２年以内において定款に定める期間とし、監事の任期は、４年以内において定款で定める期間とする。また、「任期伸長規定」が明示されたことから、定款に任期伸長規定を置けば、任期を２年としておき、さらに２年を超える通常総会集結時まで任期を伸長することが可能となった。

（４）監事への業務監査権限の付与等（第46条の３関係）

監事は理事の職務の執行を監査するとともに、監査報告を作成しなければならないとする一方で、大規模組合以外は、定款において監事の権限を会計に限定できるものとする。【大規模組合：業務監査権限の付与義務】

（５）理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備（第46条の３関係）

監事が業務監査を行う組合においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監事に報告しなければならず、また、６カ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。

（６）監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備（第46条の３関係）

監事が会計監査のみを行う組合（以下「監査権限限定組合」という）においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は組合員に報告しなければならず、また、６カ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。

（７）監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ（第48条関係）

理事会へ出席した監事に理事会議事録への署名を義務付けるものとする。

（８）監査権限限定組合における組合員の権利に関する規定の整備（第48条関係）

監査権限限定組合においては、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められるときには、組合員が理事会を招集できることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し、意見を述べることができるものとする。

（９）理事と組合の利益相反取引の制限（第50条関係）

理事が自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

（10）役員の損害賠償責任の免除に関する規定の整備（第51条から第51条の３まで関係）

役員の損害賠償責任については、役員が善意・無過失の場合においては、免除額をあらかじめ定め、理事会の決議によって当該免除額を限度として免除することができる旨を定款で定めることができるものとする。

（11）決算関係書類等に関する規定の整備（第53条関係）

組合は、決算関係書類及び事業報告書を作成し、作成した時から10年間保存しなければならないこととするとともに、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、その日の２週間前から５年間主たる事務所（従たる事務所にあっては３年間）に備え置くものとする。

（12）会計帳簿の保存及び閲覧請求に関する規定の整備（第54条関係）

組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとするとともに、組合員は、その総数の100分の３以上の同意を得て組合に対して会計帳簿の閲覧等をすることを可能とする。

（13）総会における理事及び監事の説明義務（第64条の２関係）

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないものとする。

（14）余裕金の運用制限（第67条の２関係）

大規模組合は、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないものとする。

（15）会計原則に関する規定の整備（第67条の３関係）

組合の会計は、一般公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

２．「共済事業（保険事業）の健全な運営の確保」（第13条関係）

商店街振興組合は、共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの（見舞い的な水準）に限り、締結することができるものとする。

切り拓け日本の未来！中小企業成長促進大会

決議文

（1面参照）

わが国経済は、ファンダメンタルズは堅調ながら、新興国経済の減速懸念や、不安定な金融市場が企業心理に大きな影響を与えており、特に中小企業の景況感は、価格転嫁の遅れや人手不足の影響もあり、一進一退の状態が続いている。今後、わが国が持続的な成長を実現するためには、経済活動の基盤を支える中小企業の活力が不可欠である。慢性的な人手不足を克服し、生産性向上に向けた取り組みを後押しするとともに、企業数の減少の抑制や東京の国際競争力の向上、社会保障制度改革などの諸課題の解決に向けて、迅速、かつ着実に取り組み、中小企業経営者が将来を見据え、事業活動を行えるようデフレマインドの払拭に全力を挙げる必要がある。

そして、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される。オリンピック・パラリンピックは都民のみならず国民にも夢や希望を与え、大きな経済効果をもたらすことから、2020年大会を契機とした活力ある東京を実現させ、その効果を中小企業が享受できるよう、気運盛り上げなどの取り組みを加速化させるべきである。

ついては、集中的かつ機動力をもって、以下の対策の実行を促すべく、我々は本要望を決議する。

1．人手不足を克服し、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者の後押しを

中小企業の人手不足は深刻であり、売上拡大といった企業行動の大きな制約条件にもなっている。この状況を打破するためには、女性や高齢者、若年層など、多様な働き手の労働参加を促す必要がある。そのためには、長時間労働の抑制などにより仕事の質を高めながら生産性の向上を図り、競争力の強化に努めることが重要である。ついては、社会保険制度における「130万円の壁」の解消や、改正労働基準法の早期成立と労働環境の整備推進などにより、働きたい意志が尊重される社会の構築に取り組まれたい。

また、生産性向上を図るためには、付加価値を高めることが重要であり、そのためにはICT化は不可欠である。新製品・新サービス開発や設備投資などを後押しする施策や規制・制度改革の推進、税制の継続・拡充、IT人材の育成および高度化に努め、新たなステージに進みつつある世界の産業構造をわが国中小企業がリードできるよう後押しすべきである。

2．円滑な事業承継や起業のしやすい環境の整備により、企業数減少に歯止めを

2014年のわが国の中小企業数は381万者と、この15年で102万者減少している。企業数の減少は、雇用の喪失のみならず、技術の継承の途絶や新たな産業創出の妨げにつながり、わが国経済の競争力にも直結する。ついては、起業家教育の強化や、チャレンジが評価される社会風土の醸成、法人設立の利便性向上など行政手続きの簡素化による創業環境の整備により、起業・創業を活発化させるとともに、後継者マッチングやM&A支援の充実、事業承継税制の抜本的な見直しや取引相場のない非上場株式の評価方法の見直しにより、円滑な事業承継を促進し、企業数減少に歯止めをかけるべきである。

3．社会保障給付の重点化・効率化の徹底と世代間の適正な「負担の分配」を

現役世代が拠出した保険料に占める高齢者医療への拠出金の割合は約５割に上り、現役世代や事業主にとって大きな負担となっている。社会保険料の増大は、現役世代の可処分所得を減少させるだけでなく、将来不安による消費の抑制など、経済活動へ大きなマイナスの影響を与えている。社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速化はもとより、現役世代に偏った負担構造を改め、高齢者の応能負担割合を高めるなど「世代間の負担の適正な分配」を軸にした改革を断行すべきである。また、こうした改革によって生まれた財源は、少子化対策など現役世代の支援に活用すべきである。

4．日本経済を牽引する首都・東京の国際競争力の強化を

東京はわが国の経済成長を牽引するエンジンであり、「東京のさらなる発展」と「地方創生」はわが国の持続的な成長に必要な車の両輪である。「世界一の都市・東京」を実現するためには、世界から資金や人材、情報が集まる魅力的な都市として、首都・東京の国際競争力のさらなる強化が必要である。そのためには、国家戦略特区を活用したビジネス環境とまちづくりの整備、首都直下地震など災害に強い防災対策、陸・海・空の交通ネットワーク強化の整備に遅滞なく取り組むとともに、人口減少社会などを見据え、中長期的な政策も漏らすことなく同時並行で進めるべきである。

5．商店街活性化による魅力あるまちづくりと観光振興の促進を

活力ある地域のにぎわい創出のためには、魅力あるまちづくりは不可欠である。その中でも、商店街は、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能の補完に協力する等、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮している。ついては、商店街の活性化に向け、ソフト・ハード面での支援とともに、合理的かつ効果的な運営のため、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進されたい。また、先般新たな目標値として設定された2020年までの訪日外国人旅行者数4000万人に向けて、受入環境の整備に加え、インフラ観光など地域固有の資源の活用、観光産業の「稼ぐ力」の強化、人材の確保・育成、新たなニーズに対応した法制度の整備などに早急に着手し、観光振興を促進させるべきである。

6．オリンピック・パラリンピック大会を契機とし、活力溢れる東京の実現を

オリンピック・パラリンピック大会の自国での開催は、都民のみならず国民にも夢や希望を与えるとともに、大きな経済効果をもたらし、大会を起爆剤とした様々なビジネスチャンスが見込まれる。2020年大会を史上最高の大会とするためには、準備段階から東京のみならず全国的に気運が盛り上がることが重要であることから、非スポンサーの団体や企業がその一翼を担えるよう、取り組みを加速させるべきである。また、2020年大会の効果を中小企業が享受できるよう、「中小企業世界発信プロジェクト2020」を最大限活用するべきである。

【特別要望事項】東日本大震災、そして熊本地震からの早期復旧・復興を

東日本大震災から5年が過ぎ、住宅再建はピークを迎え、被災企業の施設・設備も復旧しつつある。一方で地域・業種間で大きな差が生じていることから、復興期間の総仕上げに向け、インフラ整備や産業復興などにおいて、これまで以上に地域の実情に対応した効果的な支援が必要となる。そのような中、4月に発生した熊本地震では、熊本・大分の両県に甚大な被害をもたらすのみならず、全国的なサプライチェーンにも影響を及ぼした。被災者や事業者が通常の生活や事業活動に早期に戻れるよう、迅速かつ、きめ細やかな復興支援を求める。

活性化の第一歩は“振興組合化”から

▼商店街振興組合とは

商店街が形成されている地域で、小売商業・サービス業、その他の事業者などが団結し、共同で経済事業と地域の環境の整備改善を行いながら、商店街の振興発展と各個店の繁栄を図るための法人組織です。

▼なぜ振興組合をつくるのですか

大型店の進出や消費者ニーズの多様化、さらに、価格競争の激化などの厳しい状況により、近年、商店街の衰退が全国的な問題としてクローズアップされています。こうした現状に対応して、活路を切り開いていくためには、商店街が一丸となって、環境整備事業や販売促進事業を積極的に展開し、地域住民に広く支持される「魅力ある街づくり」を推進する必要があります。

〈環境整備事業〉　（アーチ）　（アーケード）　〈販売促進事業〉

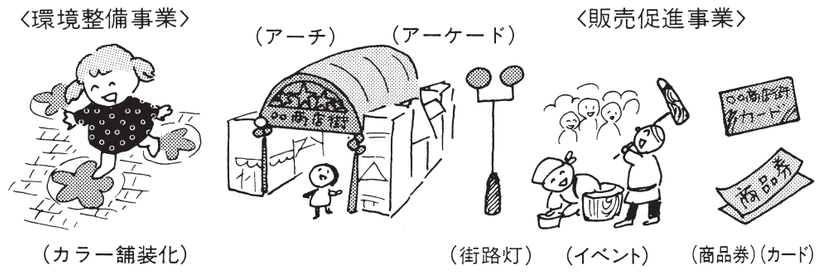

（カラー舗装化）　（街路灯）　（イベント）　（商品券）（カード）

振興組合になると、「法的な人格」と認められ、公的な融資や助成が受けられます。また、事業協同組合とちがい、地域内の大企業（大型店や銀行等）なども組合員として参加できるので資金調達が容易になります。

▼振興組合のメリットはこんなにあります。

1.法律に基づく法人であるため、組合員の権利や義務が明確になって社会的な信頼度が高まり、金融機関への信用力も増します。
2.国や東京都、区市などの助成や公的融資の対象となります。
3.振興組合を設立し都振連に加入すると、各種の事業が活用でき、また都振連指導員による運営支援を受けることもできます。
4.税制面で優遇されます。
●法　人　税……協同組合等として普通法人よりも低い税率適用（年800万円以下の所得であれば15%、年800万円超の所得であれば19%）が受けられ、また中間報告書の提出は不要
●印　紙　税……出資証券、定款は非課税。組合・組合員間の受取書で、営業に関しない場合は非課税
●登録免許税……組合の設立、代表理事の変更などは非課税
●法人事業税……年400万円を超える所得には6.6%の軽減税率
●不動産取得税……商店街近代化のために高度化融資などにより取得し、５年以内に組合員に譲渡する不動産などは免除
●固定資産税……事務所や倉庫（敷地を除く）などは非課税
●事業所税……課税標準が2分の1に軽減

▼振興組合を設立するために必要なことは

次の三つの要件を満たしているとき、発起人7人以上の設立手続きによって設立できます。

①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること。

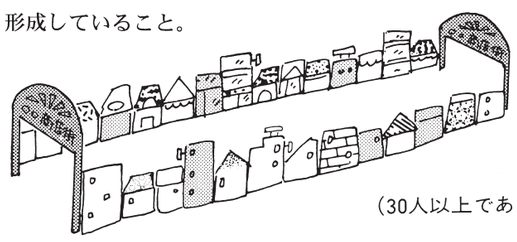

（30人以上であること）

②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと。
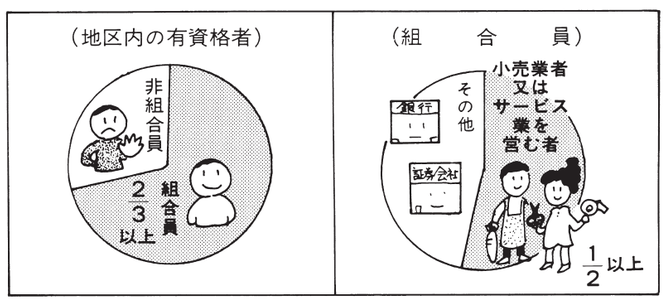
③その地区内の組合員有資格者の3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業者またはサービス業を営む者であること。